

浄化槽設置補助金申請の手続

《審査機関→市》

浄化槽設置届の受領

※申請者の方が審査機関に設置届を提出後、市へ送付され、市において、放流先の関係機関と放流についての協議を行います。
※その後、放流先について、申請者、設置業者へ条件等を付し回答します。



《浄化槽設置補助金申請に係る手続き》

※ 建築確認申請書または浄化槽設置届提出後、原則として浄化槽工事着工前に申請してください。

《申請者→市》

補助金交付申請書の提出
(※①添付書類)



《市→申請者》

補助金交付決定の連絡



工事の実施



工事の完了



《申請者→市》

実績報告書の提出
(※②添付書類)



《市→申請者》

補助金確定通知の連絡



補助金の払込

- ※①『添付書類』
- ・事業計画書並びに収支予算
 - ・誓約書
 - ・浄化槽設置届(写)
 - ・位置図(申請場所確認用)
 - ・浄化槽工事見積書(写)
 - ・設置工事請負契約書(写)
 - ・【10人槽まで】登録浄化槽管理票(C票、登録証)
 - ・【11人槽以上】型式適合認定証、仕様書および図面
 - ・保証登録証
 - ・その他市長が必要と認める書類
- (単独処理浄化槽の撤去がある場合)
- ・単独処理浄化槽の位置図および現況図
 - ・単独処理浄化槽の撤去処分費用見積書
 - ・単独処理浄化槽の現況写真
 - ・賃貸人の承諾書(住宅を借りているものに限る)

- ※②『添付書類』
- ・事業完了届
 - ・実績報告書
 - ・事業実施報告書並びに収支決算書
 - ・設置確認チェックリスト
 - ・設置業者請求書(写)
 - ・検査依頼書(写)
 - ・維持管理契約書(写)
 - ・清掃委託契約書(写)
 - ・工事写真(施工前、施工状況、施工後、完成(3部))
(単独処理浄化槽の撤去がある場合には、撤去状況がわかる写真)
 - ・その他市長が必要と認める書類
- ・補助金交付請求書